

児童館 こどもの広場

12月の行事予定

西児童館 ☎(84)2321

- ・伝承遊び 3日(火)
- ・ちびっこ広場 6日(金)
- ・クリスマス工作 12日(木)
- ・避難訓練 17日(火)
- ・ちびっこ広場 20日(金)
- ・クリスマス会 24日(火)
- ・ドッジボール大会 26日(木)

南児童館 ☎(84)3456

- ・ドッジボール大会 2日(月)
- ・ママといっしょ 5日(木)
- ・こおり鬼で遊ぼう 9日(月)
- ・ママといっしょ 12日(木)
- ・みんなでクッキング 16日(月)
- ・ママといっしょ 19日(木)
- ・お楽しみ会 24日(火)



ちびっこ広場 西児童館



10月18日、西児童館において「ちびっこ広場」を行いました。この広場は月に2回、2〜3歳のお友達を対象に、絵本の読み聞かせや季節の行事、はとぼっぼ体操などお母さんと一緒に楽しく活動しています。この日は、ミニ運動会を開催しました。玉入れやじゃんけん大会、お母さんと郵便屋さんになって手紙を配達したり、5つの種目で体を動かしました。最後はおいしいお弁当ととん汁を食べてにぎやかに過ごしました。

「ちびっこ広場」は、育児情報交換の場としても気軽にご利用ください。見学も大歓迎です。ぜひ一度遊びに来てくださいね。

プレー親子バレエ 南児童館



9月28日、南児童館において、母親クラブ主催による「親子バレエ」を講師の幕田晴美先生の指導のもと行いました。

「親子バレエ」は、ゆっくりな動きで体を伸ばす動きが多いのですが、子ども達もお母さん達といっしょに、少し難しい体勢にも頑張る姿が見られました。

また、お母さん達も日頃使わないところを伸ばし、身も心もスッキリしたようです。

母親クラブのみなさん、ありがとうございました。

思いやりの心で明るい社会を 世界人権宣言

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。これにより、世界の人権を守る動きは大きく進んでいます。

20世紀には、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年(1948年)12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、前文と30の条文から成っています。

第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならぬ。」と宣言し

ています。

第2条は、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。さらに、個人の属する国又は地域が独立国である、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づかない差別もしてはならない。」としています。

第3条から第21条までは、市民的、政治的権利について、第22条からは経済的、社会的及び文化的権利等について規定されています。国連は、世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年(1950年)12月4日の第5回総会において、12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国等に人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。法務省の人権擁護機関では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

(法務省HPより抜粋)